

防府市優良建設工事表彰に関する要綱

令和4年3月3日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市（上下水道局を含む）が発注した建設工事において、優良建設工事を表彰すること（以下「表彰」という。）により、適正な工事の施工に対する意識の高揚及び施工能力の向上に資することを目的とする。

(表彰部門)

第2条 表彰は、別表1に定める工事部門に応じて行うものとする。

(選考対象工事)

第3条 表彰の選考対象工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 防府市（上下水道局を含む。）が発注した工事で、請負金額が500万円以上のものであること。
- (2) 表彰する年度の前年度に完成し、引渡しを受けた工事であること。
- (3) 市内業者（市内に本店（支店、営業所、出張所、代理店を除く。）を有する業者）又は市内に本店を有する事業者が構成員である共同企業体が受注した工事であること。

(審査委員会)

第4条 前条に定める選考対象工事の中から、優良建設工事審査基準（別記）に基づいて表彰の候補を選定するため、優良建設工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査委員会の委員の構成は、別表2のとおりとする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。
- 5 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 会議の議事は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 7 審査委員会の事務局は、契約課に置く。

(表彰の決定)

第5条 市長は、審査委員会が選定した表彰の候補の中から、表彰する工事を

決定するものとする。

(表彰の方法)

第6条 市長は、表彰する工事の施工者に表彰状を授与するものとする。

2 表彰したものは、表彰した工事名及び施工者を防府市ホームページで公表するものとする。

3 表彰は年1回とし、その時期は市長が定めるものとする。

(表彰の取り消し)

第7条 市長は、表彰を受けた後に、当該工事が優良建設工事審査基準（別記）2の規定に該当することが判明した場合には、その時点で表彰を取り消すものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発注した建設工事について適用する。

別表1（第2条関係）

部 門	定 義
土木維持管理	土木維持管理工事（維持、修繕、災害復旧その他の管理行為） 【維持：機能及び構造の保持を目的とする日常的なもの】 【修繕：損傷した構造を当初の状態に回復させるもの】
土木	土木維持管理以外の土木工事（新設・改築）
建築	建築工事、電気設備工事、機械設備工事
上水道	上水道工事
下水道	下水道工事

別表2（第4条関係）

委員長	副市長
-----	-----

委員	総務部長、産業振興部長、土木都市建設部長、教育部長、 上下水道局長、
----	---------------------------------------

別記（第5条関係）

優良建設工事審査基準

1 次の各号のいずれかに該当する工事

- (1) 工事成績評点が80点以上の工事
- (2) 各部門において、工事成績評点（小数点以下第一位まで算出）を基準とし、以下のア及びイの項目により順位を付し、上位に序列した工事。ただし、要綱第3条に規定する選考対象工事の総件数の5%（小数点以下切り上げ）を上限とする。

ア 工事成績評定表の項目のうち「施工状況（安全対策A・B）」及び「出来形及び出来ばえ（工事担当課及び検査員）」における評価点数

イ 工事成績評定表の項目のうち「工事特性」及び「創意工夫」における評価点数

2 次の各号のいずれかに該当したと認める工事は、除外するものとする。

- (1) 施工した工事に瑕疵の補修請求または損害賠償請求の事由が発生した工事
- (2) 表彰の対象年度以降に建設業法に基づく監督処分を受けた者による工事
- (3) 表彰の対象年度以降に防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱により指名停止を受けた者による工事
- (4) その他、表彰することが不適当と認められる工事